

## 船舶事故調査報告書

令和元年5月15日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	平成30年11月25日 08時53分ごろ
発生場所	長崎県南島原市早崎漁港南方沖 <small>みなみしまばら はやさき</small> <small>せつめ</small> 瀬詰埼灯台から真方位108° 1,150m付近 （概位 北緯32° 35.3′ 東経130° 10.7′）
事故の概要	遊漁船幸龍丸は、西南西進中、また、プレジャーボート海生丸は、西進中、両船が衝突した。 海生丸は、船長及び同乗者が負傷し、船首部に圧壊を生じ、また、幸龍丸は、船首部船底外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成30年11月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 幸龍丸、8.5トン FO2-6685（漁船登録番号）、個人所有 13.68m (Lr) × 2.99m × 1.01m、FRP ディーゼル機関、331.00kW、平成2年10月 第252-16999号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート 海生丸、1.23トン 292-49004長崎、個人所有 6.35m (Lr) × 1.53m × 0.58m、FRP ガソリン機関（船外機）、22.10kW、昭和57年4月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 67歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和62年12月3日 免許証交付日 平成26年5月29日 （令和2年5月11日まで有効） B 船長B 男性 50歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成7年8月17日 免許証交付日 平成26年11月17日 （令和2年8月16日まで有効）
死傷者等	A なし

	B 軽傷 2人（船長B及び同乗者）
損傷	A 船首部船底外板に擦過傷 B 船首部に圧壊（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期、潮流 弱い南西流
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客7人を乗せ、平成30年11月25日06時30分ごろ南島原市瀬詰崎南西方沖1海里（M）付近の釣り場に向けて三池港の定係地を出港した。</p> <p>A船は、船長Aが、操舵室中央の舵輪の右舷側後方に立って操縦に当たり、レーダーをノースアップの0.75Mレンジとして作動させ、長崎県島原半島南東岸に沿って航行し、南島原市口之津港東方沖2M付近に差し掛かった頃、早崎漁港南方沖に10隻以上の小型船を認め、約15ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により、釣り場に向く針路として西南西進した。</p> <p>A船は、船長Aが、08時51分ごろ船首方500m付近にB船を認め、間もなく動き出したB船をA船より速力が小さい同航船と判断し、いずれ左転してB船を避けるつもりで、航行を続けた。</p> <p>船長Aは、B船が船首方60m付近となった頃、右舷方の他船の釣りざおがしなっている様子が見えて釣り上げる魚種が気になり、B船にもう少し接近しても避けられると思い、B船から視線をそらして右舷方の他船に注目した。</p> <p>A船は、船長Aが、船首方に視線を戻したところ、至近にB船を認め、主機を後進一杯とし、続けて左舵を取ろうとしたものの、08時53分ごろA船の船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、釣り客等の負傷の有無を確認した後、海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>A船は、B船から船長B及び同乗者を移乗させた後、B船をえい航し、10時30分ごろ南島原市久木山漁港に入港した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人1人（以下「同乗者」という。）を乗せ、釣りの目的で、06時40分ごろ南島原市小早崎南方沖300m付近の釣り場に向けて久木山漁港を出港した。</p> <p>B船は、07時20分ごろ釣り場に到着し、漂泊した状態で釣りをを行い、08時52分ごろ船長Bが左舷船尾部の物入れに腰を掛けて船外機を操作し、約8knの速力で、瀬詰崎南方沖に向かって西方に約300m移動した後、船外機を中立運転として漂泊を再開した。</p> <p>B船は、間もなく船尾方から風を受ける状態となって船首が北西方を向き、船長Bが、船外機を停止したところ、機関音が聞こえ、右舷船尾方50m付近にB船に向かって来るA船を視認し、同乗者に声を掛け、立ち上がって大声で叫びながら手を振り、船外機を始動しようとしたものの、同乗者が海に飛び込むのとほぼ同時に、A船と衝突</p>

	<p>し、A船がB船の船首部を左舷方へ乗り切った。</p> <p>船長Bは、泳いでいた同乗者に声を掛けていたところ、A船が戻り、B船に引き上げた同乗者と共にA船に移乗した。</p> <p>船長Bは、船長Aに海上保安庁への本事故発生の通報を依頼した。</p> <p>B船は、浸水して航行不能となり、A船にえい航されて久木山漁港に入港した後、解体された。</p> <p>船長B及び同乗者は、船長Bが長崎県雲仙市内の病院で腰椎捻挫、同乗者が南島原市内の病院で外傷性頸部症候群とそれぞれ診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 B船 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、早めに針路を左に転じてB船を避けておけばよかったと本事故後に思った。</p> <p>A船の釣り客7人は、全員が船室内にいた。</p> <p>船長Bは、移動を始めたとき、A船に気付いておらず、その後も、船尾方から接近する船舶がいてもB船を避けてくれると思い、船尾方の確認が不足していたので、少なくとも漂流する際、周囲を確認しておけばよかったと本事故後に思った。</p> <p>船長B及び同乗者は、いずれも膨張式救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長Bは非防水型の携帯電話2台を所持していた。</p> <p>B船は操舵室のない和船型で、笛を備えていた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、早崎漁港南方沖を西南西進中、船長Aが、船首方のB船にもう少し接近しても避けられると思い、B船から視線をそらして右舷方の他船を見ることに意識を向け、船首方の見張りを適切に行わずに航行を続けたことから、B船が前路で漂流を始めたことに気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、早崎漁港南方沖を西進中、船長Bが、船尾方から接近する船舶がいてもB船を避けてくれると思い、船尾方の見張りを適切に行わずに漂流を始めたことから、接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、早崎漁港南方沖において、A船が西南西進中、B船が西進中、船長Aが、船首方のB船にもう少し接近しても避けられると思い、船首方の見張りを適切に行わずに航行を続け、また、船長Bが、船尾方から接近する船舶がいてもB船を避けてくれると思い、船尾方の見張りを適切に行わずに漂流を始めたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>

<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 航行中、接近する船舶を認めた際は、安全を確認できるまで当該船舶に意識を向け、常時適切な見張りを行うこと。</li><li>・ 航行中、漂泊を開始する際は、他船が自船を避けてくれると思わず、行きあしを止める前に周囲の状況を確認し、要すれば、早めに避航を促す音響信号を行い、主機を用いて移動するなど、衝突を避けるための措置を講じること。</li><li>・ 防水型の携帯電話又は防水パックに入れた携帯電話を携帯することが望ましい。</li></ul>
--------------	--

付図1 事故発生経過概略図

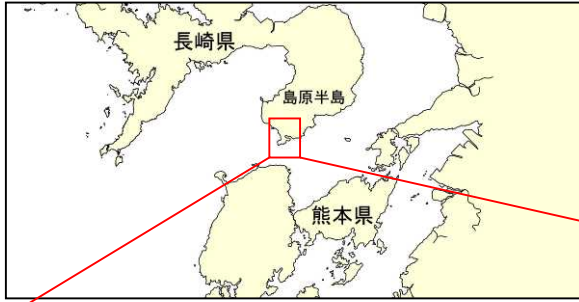


写真1 A船



写真2 B船

